

### 13 都道府県と区市町村がうまく連携できている実践例について

# こども家庭相談と機関連携

## －水巻町の取り組み－

水巻町教育委員会生涯学習課  
水巻町児童少年相談センター  
所長 小野 元

### 1. 水巻町の概要

水巻町は北九州市の西隣にある、面積 11.03 km<sup>2</sup>、人口約 32,000 人、児童人口約 4,500 人 ( 14 % ) の北九州市のベッドタウンの町です。児童関係の施設には、中学校 2 校、小学校 5 校、幼稚園 3 園、保育所 5 園、学童クラブ 5 ケ所、子育て支援センター 2 ケ所、母子生活支援施設 1 ケ所などがあります。

### 2. 設置の経過

平成 12 年 11 月に児童虐待防止法が施行され、水巻町では保健・福祉サイドで児童虐待の早期発見・早期対策を更に充実する方向で動き始めました。一方当時、不登校・非行児童生徒が急増しており、その対策が教育委員会サイドの最重要課題となっておりました。この二つの課題に対応するために、0 歳から 19 歳までの子どもや家族のあらゆる問題や相談に対応できる相談機関をつくることになり、平成 13 年 4 月に水巻町児童少年相談センターが教育委員会生涯学習課内に設置されました。

相談センターは、町の中心部から離れた木造平屋建の建物です。宮崎県産杉の間伐材を利用した建築面積 210.6 m<sup>2</sup> の小さな相談室なので、相談者の秘密が守られ安心感があります。事務室 1、相談室 2、子供室 2、多目的室 1 などがあります。

水巻町では児童虐待防止対策を含めた幅広い相談事業を教育委員会が行っていることが特徴で、定例の校長会には担当者が出席してセンターの現状を常に報告したり、年度替わりには学校訪問を行いセンターの役割などの説明をしたりするなど学校との連携を図っています。

### 3. 相談対象と業務

相談センターでは、0 歳から 19 歳までの本人及び家族を対象に、児童虐待の防止に関する業務、いじめ・不登校・引きこもり・非行等の防止に関する業務、その他未成年の健全育成に関する業務 ( 勤労体験支援事業 ) を行っています。0 歳から 19 歳までの相談データを一括管理しており、成長に伴って発生する本人や家族の問題を安心して相談できるようにしています。

### 4. 職員体制

職員は、所長 1 名、相談員 3 名の 4 名体制 ( 表-1 ) で、相談員としての基本的態度やスキルを踏まえて、様々な「こたえのない」相談に対して「分かってもらう」姿勢を心がけて本人や家族からの相談に応じています。専任の相談員において児童家庭相談を行っているというのも水巻町の特徴ではないかと思えます。

相談結果は定期的に検討会を行い、相談内容の共有化を図っています。相談は通常はセンター内で受けていますが、家族の希望等により自宅で相談に応じることもあります。

センターでは初期相談をうけて問題点の整理や緊急性の判断、関係機関の調整等を行います。

町で対応できそうな事例については、保育所担当と連絡をとり入所を進めたり児童手当などの制度の情報を提供したり医療機関などの紹介なども行っています。

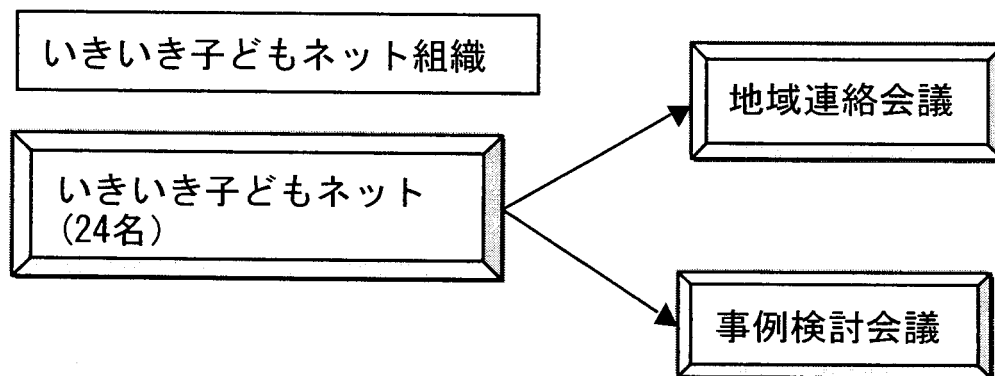
センターには、このような相談機能の他にネットワーク機能や居場所機能などがあり、虐待や不登校などの対策を行っています。

表-1

所長	事務職	シニア産業カウンセラー
女性相談員	精神科ソーシャルワーカー 家庭児童相談員	社会福祉士 精神保健福祉士 産業カウンセラー
女性相談員	保育士	産業カウンセラー養成講座受講中
男性相談員	教員（特殊教育）	

## 5. ネットワーク機能

この機能の中心に「水巻町いきいき子どもネット」(水巻町要保護児童対策地域協議会)があります。このネットは教員、保育士、医師、保健師、弁護士など24名の子どもに関わる機関の代表者からなり、年3回の会議と研修会でセンターの役割や水巻町の実態を理解し、機関の担当者が会議に出席しやすくするなど環境調整を担っています。(図-1)



このネットには職域で情報を交換する地域連絡会議として、保育所、幼稚園などで組織する幼保連絡会議や小学校、中学校で組織する小中連絡会議などと個別事例検討会議を設置しています。

センターは、これら会議の事務局を担い、資料の作成、電話連絡での会議日程の調整、記録や統計の作成などあらゆる事務処理を担当します。平成13年から6年が経過し関係機関との連携に次のような成果がでています。

- 1) 関係機関が早期に事例を開示できるようになり抱え込まずに負担の軽減になった。
- 2) センターが環境調整などの事務局を引き受けることで、現場の担当者が業務に専念できるようになった。
- 3) 事例について共通理解が進み機関の役割が明確になり、関係機関が安心してかかわれるようになった。
- 4) 事例の最新情報や支援の方向を共有化したり、事例を全体的な視点で捉えられるようになった。

このような結果、センターの受付相談件数は開設当初の 68 件から平成 17 年度には 187 件(内新規受付 90 件)と年々増加しています。

(表-2)

相談件数推移

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
新規	64	67	65	76	90
継続	0	40	67	67	97
合計	64	107	132	143	187

日頃から相談センター職員が学校や、保育所、幼稚園を定期的に訪問したり、不登校児童生徒との相談センターでの食事会に主任児童委員の参加を呼びかけたりして、関係機関との連携がうまくいくよう取り組んでいます。

このような連携や、親身になったの相談を通して保育所、学校、医療機関や家族などからの相談事例が増えています。関係機関との信頼関係が深まってきたものと思います。

経路別相談では、家族、行政(保育所、子育て支援センター等)、児童相談所、医療機関などを経由した相談が増加しています。

相談センターの横に町立保育所と子育て支援センターがあり常に連絡をとっていることで、子育てに悩む母親からの相談紹介が増えています。児童相談所や医療機関では、相談センターのフォロー体制が認知されているものと思われます。

学校からの件数が減少しているのは、学校内部のスクールカウンセラーや不登校加配などの相談体制が整いつつあるのではないかと思います。

(表-3)

相談経路別受付件数(新規)

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
本人	3	6	9	6	8
家族	20	16	13	28	27
学校	23	26	26	21	13
行政	9	13	12	11	27
児童相談所	2	0	2	4	8
地域住民	6	6	3	3	1
病院	1	0	0	3	6
合計	64	67	65	76	90

また、平成 17 年度相談件数 187 件のうち、関係機関会議開催は 46 件(内児童相談所が関与した関係機関会議 28 件)となっています。児童相談所が関与していない関係機関についても相談センターと児童相談所が協議し調整を行っています。

児童虐待事例については、母親の情緒不安によるものや、義父による虐待など深刻なものは、医療機関や児童相談所と密接な連携をとりながら対応を行っています。

関係機関会議の開催場所及び関係機関名は表-4及び表-5の通りです。

表-4 関係機関会議場所調べ

項目	件数	関係機関会議実施場所
児童虐待の恐れ	29	センター(23)保育所(1)中学校(1)小学校(3)母子寮(1)
不登校	8	センター(5)小学校(2)自宅(1)
その他	9	センター(5)小学校(2)自宅(1)母子寮(1)
合計	46	

表-5 関係した機関名

関係機関名	件数	関係機関名	件数
児童相談所	28	保育所	4
福祉事務所	2	学童保育所	1
いきいきほーる	6	小学校	29
健康福祉課	1	中学校	11
教育委員会	1	保護者	17
警察署	1	幼稚園	1
区長	1	母子寮	7
主任児童委員	1		

## 6. 居場所機能

センターは、子育て不安を抱える母親や不登校児童・生徒が「ほっ」とできる居場所を提供しています。子供たちは親や学校から干渉されず相談員と話したり、ゲームや将棋、卓球などをしたりして過ごします。その間に担任やスクールカウンセラーなどがセンターにきて子どもと関わりを持ち、時間をかけて次第に自分を取り戻しています。相談センター通所については登校扱いとしてカウントしています。

また、登校していても人間関係などにストレスを抱えている児童・生徒が、放課後にセンターに遊びにきて職員と交流することで気持ちを落ち着かせ登校を続けるなど、センターの居場所機能は不登校の予防対策ともなっています。

## 7. 事例報告

経過：保育所より、平成 16 年 3 月 S 夫（5 歳）に青あざや白目に血痕がある。虐待ではないかとの連絡あり。S 夫には姉が 4 人おり小・中、児童相談所、保健師などと連携し、見守りを始める。学校の再三の指導に父親は躰けであるとして食事を抜いたり、厳しくしかったりを繰り返す。関係機関の見守り、家庭訪問等を繰り返し両親の指導を行ったが、平成 18 年 1 月、児童相談所が虐待の事実を確認し、一時保護の必要性を認めためて未明に一時保護に至る。

関係機関会議：延べ 35 回（個別事例会議：保育所 4 回、小学校 14 回、中学校 2 回、児童相談所 5 回、保健師 1 回 全体会 9 回（保育所、小・中学校、児童相談所、保健師、センター））

## 8. 今後の課題

相談センターは、児童相談所などのように法的な権限は全くありません。様々な相談機関がある中で、相談センターだからできるという機能や役割が十分に関係機関に浸透しているわけではありません。今後とも地道に理解を進める取り組みが必要と思っています。

また、現在のように専従職員を配置した相談員体制をどのように維持し、更に向上させていくかということも重要課題と考えています。専門相談員については外部の相談機関などの活用も検討課題です。相談センターと行政本体をつなぐ行政職員については、行政事務と相談事務のどちらにも対応ができる職員の配置が望まれることから、相談力を向上させるための研修なども必要ではないかと考えています。